

国際課税トピックス

1 法案の概要

米国議会（第105議会）では、1997年3月13日、カリフォルニア州選出のコックス下院議員が、インターネット税凍結法案下院案（H. R.1054）を提案し、同日に、オレゴン選出のワイデン上院議員による同種の上院案（S.442）が提案された。この凍結法案の趣旨は、インターネット等を利用した取引である電子商取引に対して、州政府及び市町村等の新たな課税を一定期間凍結することであり、米国に存在する約3万といわれる課税管轄を有する州等が、それぞれ異なる基準に基づいて租税を課すことは電子商取引の発展を阻害する要因になることがその主たる理由である。

この凍結法案は、米国の国内法の問題であるが、電子商取引については世界的な規模（例えば、OECD、EU等）で論じられ、そこにおける検討対象となる項目と米国の凍結法案に同質性があることから、電子商取引に係る国際税務の問題を検討する際に、この米国の事例は、参考になるものと思われる。

2 インターネットと租税

インターネットの普及に伴い、コンピュータ関連の産業界を中心として、電子商取引への課税を懸念する動きと、新規の財源として電子商取引課税を模索する動きがあった。また、具体的な課税の方法として、現行の税制を当てはめるのかあるいは新しい課税原則を制定するのか

という問題及び電子商取引により新たな二重課税及び租税回避に対してどのように対処するのかという点が注目を集めている。

実際の課税事例として問題となったものは、米国の州等の売上税（Sales Tax）及び使用税（Use Tax）である。連邦所得税の税率引下げにより、企業の負担する租税のうち、州税等の負担比率は相対的に増加しており、売上税及び使用税の歳入割合は、平均して州等の歳入の約3割となる。このような状況下において、州境を越えて行われる多州間取引である電子商取引について、州等の政府は、他の州において設立された法人等により自州において行われる取引をどのように課税するのかという課題に直面し

米国インターネット

ている。これは、国際税務における源泉地国と同様な問題である。

3 凍結法案の沿革とその影響

クリントン政権は電子商取引に対して新たな連邦税を課さないことを公にしているが、州等の租税について言及していないことから、凍結法案が1997年3月に米国上院及び下院において提案されている。

凍結法案は、同法案成立後一定期間にわたる検討期間を設け、その間におけるインターネット及びオンラインサービスについて州等の新た

Topics of International Taxation

な課税を凍結するものである。この背景には、インターネット・サービス・プロバイダー (ISP) に対する課税を検討した州 (フロリダ)、ISP に対して顧客から売上税を徴収することを試みて失敗した州 (テネシー) 等の動向があった。

米国における電子商取引は、推定によれば、1995年に5億1,800万ドル、1997年に110億ドル、2000年には660億ドルになるとされている。このように発展が見込まれる電子商取引の分野に、コンピュータ産業を州内に持つカリフォルニア州及びいくつかの州を除いて、新たな財源としてこれを見ている州政府等と電子商取引の連邦税の課税に反対の立場のクリントン政権の対立、

税凍結法案の動向

コンピュータ業界等の関連業界の新たな課税への反対の動きと租税が電子商取引の発展を阻害すべきではないとする学界等からの援護が、1996年以降米国において交錯していたことは事実である。さらに、現行の課税システムが、新たに出現した電子商取引に適用することが難しい側面もあったことは事実である。以下では、凍結法案の沿革をまとめることとする。

1997年3月13日、米国第105議会において、凍結法案が、下院及び上院において提出された。凍結法案に対して、クリントン政権は支持を表明し、全米市連合会、全米市長会議、州政府連

合会等は、免税とされる電子商取引に取引形態が移行することにより州等の財源が浸食されることを懸念して反対を表明した。この凍結法案 (下院案) は、本年5月14日に下院の通商委員会において全会一致で可決されている。

この凍結法案は、現在施行されている州等による法人所得税、売上税、使用税等の課税を禁止するものではなく、通信販売、電話等に現在行われている課税を従来通り行うことを認める一方で、電子商取引に関する今後の課税方法を検討する期間、電子商取引に対する新税導入を凍結することを狙いとするものである。したがって、同法案は、電子商取引に対する課税に関する具体的な方法等については先送りしていること (ただし、クリントン政権の方針ではこのまま凍結期間が続く可能性がある。) になることから、同法案を検討する意義は、州の課税を連邦政府が禁止する法的根拠及び他州法人に対する州の課税権の内容に絞られることになる。

もう一つの問題は、クリントン政権が、米国内の政策であった電子商取引に係る関税撤廃についてEU等とすでに合意していることから、今後は、コンピュータの分野で優位に立つ米国の立場を背景に、この凍結法案と同様の趣旨の提案を国際的な租税のルールとして持ち出す可能性があることである。

日本大学教授

矢内 一好